

# 文字をとりもどす (3)

## 「あけぼの」杭ノ瀬識字学級

「奪われた文字を取り戻す」という大きな目標をかけた、スタートした識字学級。「学校からも帰るプリントが読めるようになりたい」という親の思いを成就させたことがうかがえるこの作文は、子どもを慈しむようすがひしひしと伝わります。「奪

奪われた文字を取り戻す」という大きな目標をかけた、スタートした識字学級。「学校からも帰るプリントが読めるようになりたい」という親の思いを成就させたことがうかがえるこの作文は、子どもを慈しむようすがひしひしと伝わります。「奪

奪われた文字を取り戻す」という大きな目標をかけた、スタートした識字学級。「学校からも帰るプリントが読めるようになりたい」という親の思いを成就させたことがうかがえるこの作文は、子どもを慈しむようすがひしひしと伝わります。「奪

# 協会のとりくみの弱さ、露呈

## Y住宅販売会社差別事件

3月18日、アバローム紀ノ国で「Y住宅販売会社差別事件」にかかわって、和歌山県行政および県宅地建物取引業協会との話し合いをおこなった。



とりくみの弱さを反省する県と宅建の代表ら

一昨年11月に橋本市（伊都振興局）で発生した「Y住宅販売会社差別事件」は、昨年2度の事実確認会で、和歌山だけでなく全国13府県にまたがる全国的な差別事件として、現在、中央本部を中心に糾弾会がおこなわれている。差別記載されたY住宅の「仕入れチェック表」が、当初は橋本市内の3件で

あつたがその後、同じ和歌山支店で、さらに4件の差別記載された「仕入れチェック表」が発見された。これについて、県宅建協会の会員であるY住宅への指導（Y住宅からの報告書）によって廃棄処分された。この経緯について、県宅建協会の事実の確認、さらに「部落の所在の問い合わせ」を含めた「土地差別事件」への県宅建協会としての認識ととりくみについて、この日の話し合いの目的であった。

当日、出席した協会の代表は「今回のY住宅の差別事件は、極めて遺憾である。

「奪われた文字を取り戻す」という大きな目標をかけた、スタートした識字学級。「学校からも帰るプリントが読めるようになりたい」という親の思いを成就させたことがうかがえるこの作文は、子どもを慈しむようすがひしひしと伝わります。「奪

奪われた文字を取り戻す」という大きな目標をかけた、スタートした識字学級。「学校からも帰るプリントが読めるようになりたい」という親の思いを成就させたことがうかがえるこの作文は、子どもを慈しむようすがひしひしと伝わります。「奪

その原因の一つに、（努力をしてきているが）協会のとりくみの弱さがあると反省している」とのべた。

その後、県連から事件の経過と県宅建協会のとりくみの課題についての提起をし、それを受け協会側から「Y住宅の報告書を見て怒りを感じる」「その後には判明した新たな4件について事実を隠された」と知らなかつた「Y住宅や関係者の部落問題の認識や今回の事件の重要性について意識がまったく低い、このまま放置すれば、差別の拡散に繋がると考え、（橋本の）3件について、事実を把握しコピーもとっていたので、速やかに破棄するように指導した。しかし、そのことを口実に、新たな4件についても破棄されなかった」と報告がされた。

その後、土地差別の現状認識や会員の意識を高めるとりくみについてのやり取りがおこなわれた。

最後に「土地差別」を肯定し営業活動が続けることは、結果的には差別行為に加担することであるとの共通認識を確認するとともに、具体的なとりくみの方向と情報の共有を今後とも行なっていくことを確認し、話し合いを終えた。

### 連載 (6)

## 「憲法」を考えよう!

シリーズ6回目。「天皇」について考えてみる。

そうしたことはない別の意味があるということだ。

主権者は天皇？  
自民党案では、第一章天皇で、第一条の冒頭で「天皇は日本国の元首であり」と新たに書き入れられている。現行の憲法第一条は、天皇と国民の関係をのべているが、これは「国家元首は天皇」とする明治憲法を破棄し、主権は天皇ではなく国民にあると第一条で宣言した。しかし、自民党案は、もう一度、明治憲法に戻すということである。

「天皇」のあり方については、日本が、明治憲法と決別し、平和国家として再生するうえで最重要な課題であり「天皇」と「国民」との関係は、国の形の根幹をなすテーマだ。だからこそ「第一章、第一条」で明記されている。そして、現憲法は国民主権、基本的人権、平和主義を基本とし、天皇を「国民の総意に基づく象徴」として、天皇制を否定したのである。しかし、自民党案は、もう一度、明治憲法下での国に戻そうとするもので、天皇制による「国家」をつくらうとする意図のあらわれである。

また、現憲法においても、天皇の国事行為として、国会の召集や選挙の公布、内閣、最高裁判所の長の任命、それにパスポートの発給などさまざまな事案を天皇の名でおこなっているが、これは「国民の象徴」として「主権者である国民」に代わっておこなっているのが主権者としておこなっている訳ではない。

しかし、わざわざ「天皇は元首」と明記する意味はある。

さらに「天皇の国事行為」について、現憲法では「内閣の助言と承認を必要とし」とあるが、これを削除し「進言」と書き換えている。その理由が「礼を失す」というものである。つまり、天皇は「国民の総意に基づく象徴」ではなく「畏れ多い存在」ということになっている。

そして、そのために最も邪魔になる「人権の普遍性」は、西欧の価値観であるとすべて「人権の範囲や内容はすべて、各条文を書いていることである。」

自民党案がとると「天皇は畏れ多い存在（神）」、「国はお上（おかみ）」として、私たちは「お上に従順な下々（しもじも）」という国家をつくるのが憲法改正の目的である。そして「公益」「公の秩序」とは「お上の意向」ということである。ちなみに「日の丸」「君が代」も国旗、国家と定められている。

今回は、九条について考